

第10章 公害防止等生活環境の保全に関する条例の運用

1 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

条例は、環境基本条例の政策理念である市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現のうち、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保する分野を担うための施策実施条例で、地域の環境管理に一義的に責任をもつものとし、平成12年12月20日から施行している。

2 条例運用の状況（平成24年度実績）

(1) 許可状況等

ア 指定事業所数、設置許可数等

大気汚染物質、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより、公害を生じさせるおそれのある事業所で、条例で定める指定事業所総数は、2,948事業所（24年度末）となっている。設置許可件数は、23事業所、廃止届出数は37事業所である。（参考資料7 表1）

イ 事業開始

指定事業所の許可を受けた者が事業を開始する時に届出する事業開始届出数は、19事業所である。（参考資料7 表2）

ウ 変更許可数等

指定事業所が指定作業の追加等の変更を行う場合、あらかじめ許可を受けなければならない変更許可数は、67事業所である。また、変更届出等として、変更事前届出（20事業所）、変更事後届出（150事業所）となっている。（参考資料7 表3）

エ 環境配慮書関係

一定数以上の従業員数や一定規模以上の建物の床面積・焼却能力の指定施設を有し、環境への配慮が必要と認められる指定事業所で、具体的な配慮事項を掲げ、それに対応して環境負荷を低減するための「環境配慮書」を提出した事業所は、46事業所である。（参考資料7 表4）

オ 環境行動事業所関係

国際環境規格ISO14001の認定取得等により事業所の環境管理・監査の体制を確立し、それを実施し、かつ、その取組を自ら公表している事業所を、条例では申請に基づき環境行動事業所として認定し、指定事業所の手続を一部免除している。環境行動事業所として、25事業所を認定している。（参考資料7 表5、参考資料8）

カ 事故時応急措置等完了報告書

大気の汚染及び悪臭、公共用水域又は地下水の水質汚濁により公害が生じ、又はそのおそれが生じたときを想定し、事故の通報、応急の措置、措置命令等の規定に基づく事故時応急措置等完了報告の件数は、0件である。（参考資料7 表6）

キ 大型小売店における夜間小売業関係

法律で規定している大規模小売店舗（1,000平方メートルを超える）に該当していない一の建物内において、条例では、店舗面積が500平方メートルを超える店舗（大型小売店）を届出対象としている。夜間小売業を営もうとする大型小売店における夜間小売業届出件数は、0件である。（参考資料7 表8）

ク 開発行為等に関する工事調書

一定要件の開発行為等の工事を行う事業者に対して、遵守すべき事項を定めるとともに、工

事公害の防止に関する書面の作成、提出を求める開発行為等に関する工事調書は、115件である。(参考資料7 表9)

ケ 建築物等解体等作業に係る石綿の飛散防止関係

建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止対策として、石綿含有建築材料の事前調査結果、石綿排出等作業に係る実施届出、石綿濃度の測定計画及び測定結果並びに作業完了報告を規定している。事前調査結果の届出数は、782件である。(参考資料 表10)

コ 環境負荷低減行動計画書関係

一定規模以上の指定事業所については、事業者がその事業内容や事業所の形態等に応じて、環境負荷の低減に努めるとともに、組織体制の整備を定めた環境負荷低減行動計画書を自ら作成することとしている。環境負荷低減行動計画書届出事業所は、0事業所である。(参考資料7 表11)

サ 土壌関係

土壌及び地下水汚染の防止は、市が地下水の汚染を認めた場合、その原因調査を行うことを前提として、関係者の協力、事業者自らが敷地内の地下水の汚染の状況を把握、土地改変時の機会にあわせた資料等調査及び土壌調査等の実施、汚染土壌等の処理対策等の実施等に係る義務を課している。土壌に係る資料等調査結果報告は、65件である。(参考資料7 表12)

シ 地下水関係

地下水を揚水する者全般に対し、地下水の揚水による地下水及び地盤環境への影響を防止するため、適正な揚水に努めることについて、努力義務を課している。また、動力を用いて地下水を揚水しようとする事業者について一定規模以上の揚水施設、又は一定以上の地下水の量を揚水しようとする場合あらかじめ許可を受けなければならないことを規定している。地下水揚水許可数は、1件である。(参考資料7 表13)

ス 特定化学物質関係

化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所のうち、常時使用する従業員数が20人を超える事業所を対象に、化学物質の排出・移動量等について報告を求めている。特定化学物質の排出量及び移動量に係る報告は、186件である。(参考資料7 表14)

セ 貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請関係

自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため、指定荷主及び指定荷受人に対して、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請する義務を課しており、この実施状況を報告することを規定している。環境配慮行動項目要請状況報告数は、123件である。(参考資料7 表15)

ソ 建築物に係る環境への負荷の低減関係

サステナブル建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境配慮の取組内容の届出を行なうことを規定している。特定・特定外建築物環境計画届出数は、82件である。(参考資料7 表16)

(2) 改善指示、立入検査等

ア 改善等指示

改善等指示の総数は、651件である(参考資料7 表17)。件数の内訳をみると、石綿飛散防止関係425件(65.3%)、騒音・振動関係144件(22.1%)、粉じん規制関係20件(3.1%)、屋外燃焼関係18件(2.8%)、悪臭関係17件(2.6%)等となっている。

イ 勧告・措置命令

今期の勧告、措置命令は、0件である。(参考資料7 表17)

ウ 報告徴収

報告徴収の総数は、1,582件である（参考資料7 表17）。件数の内訳をみると、水質関係777件（49.1%）、大気汚染物質規制関係364件（23.0%）、化学物質関係238件（15.0%）等となっている。

エ 立入検査

立入検査の総数は、1,634件である（参考資料7 表17）。件数の内訳をみると、石綿飛散防止関係745件（45.6%）、水質関係276件（16.9%）、大気汚染物質関係150件（9.2%）、騒音・振動関係144件（8.8%）、悪臭関係87件（5.3%）、屋外燃焼関係87件（5.3%）、粉じん規制関係65件（4.0%）、土壌・地下水関係44件（2.7%）等となっている。

3 条例及び条例施行規則の改正状況

(1) 条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年11月21日川崎市規則第86号）

ア 改正理由

水濁法が平成24年5月25日に改正され、地下浸透規制物質としてトランス-1,2-ジクロロエチレン（既存のシス-1,2-ジクロロエチレンと統合され1,2-ジクロロエチレン）、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加され、また3物質に係る浄化基準が定められた。

また、水濁法に規定する排水基準が改正され、1,4-ジオキサンが新たに追加された。

さらに、水濁法に規定する事故時の措置が必要な物質（以下「指定物質」という。）として58物質が追加されるとともに、実際の事故事例を基にヘキサメチレンテトラミンが指定物質に追加された。

塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを特定有害物質及び事故時の措置に係る物質のうち水質の汚濁の原因となる物質に追加すること等のため、規則の一部改正を行うものである。

イ 改正の主な内容

(ア) 排水指定物質及び排水の規制基準の追加

排水指定物質にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを追加

1,4-ジオキサンの排水の規制基準として、1リットルにつき0.5ミリグラム（新規及び新規以外の事業所ともに）を追加

(イ) 事故時の措置に係る物質の追加

水質の汚濁の原因となる物質にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサン等を追加するとともに、規則本文ではなく別表14の2で規定

(ウ) 地下浸透規制物質及び浄化基準の追加

地下浸透規制物質にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを追加

1,2-ジクロロエチレンの浄化基準として1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム、塩化ビニルモノマーの浄化基準として1リットルにつき0.002ミリグラム、1,4-ジオキサンの浄化基準として1リットルにつき0.05ミリグラムを追加

ウ 施行期日

平成24年11月21日

(2) 条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年3月29日川崎市規則第35号）

ア 改正理由

組織改正に伴う所要の整備を行い、また、インターネットにより特定建築物環境計画書等を公表するため、規則の一部改正を行うものである。

イ 改正の主な内容

特定建築物環境計画書等の公表場所をまちづくり局に変更するとともに、公表方法について書面のほか、インターネットにより行うことを追加

ウ 施行期日

平成25年4月1日